

## ヴルーム SDK 使用許諾契約書

株式会社ワンダーリーグ(以下「甲」という。)と SDK 利用者(以下「乙」という。)とは、以下の通り契約(以下「本契約」という。)を締結する。

### 第 1 条 (利用許諾)

1. 甲は、本契約に定める条件に従い、甲が開発したソフトウェア開発キット(以下「SDK」という。)を、乙が利用することを許諾する。
2. 乙は、利用許諾された SDK を開発するアプリケーションに組み込むことにより、甲のハードウェアを利用することができるものとする。
3. 第 1 項の利用許諾は非独占的なものであり、甲は、乙以外の者に SDK の利用を許諾することができる。

### 第 2 条 (利用条件)

1. 乙は、SDK を利用するにあたり、甲の承諾を得ずに次の各号の行為を行ってはならない。
  - (1) SDK 又は SDK を開発アプリに組み込んだものを乙以外の第三者(乙がアプリケーションの開発を委託する第三者を含む。)に利用させる行為
  - (2) 第三者から委託を受けて、乙以外の者のために、SDK 又は SDK を開発アプリに組み込んだものを利用する行為
  - (3) 甲が行うサービスと類似または競合するアプリを開発する行為。現在、「3D アバターアプリを遠隔コントロールする利用方法」に関して、類似及び競合となります。この利用方法以外の活用は問題ありません。
  - (4) その他甲が別に定める行為
2. 乙は、SDK について次の各号の行為をおこなってはならない。
  - (1) リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル。
  - (2) 改変。
  - (3) 公開。
  - (4) 賃貸、リース、貸与。
  - (5) 著作権表示の削除、改変。
  - (6) 商標、商号、ロゴの削除、改変、追加。
3. 乙は、本契約に定める条件を超えて SDK を利用する場合は、事前に甲と協議の上で、ロイヤリティ等の修正などを行った上で、甲の承諾を得なければならない。

### 第 3 条 (譲渡転貸の禁止)

乙は、甲の承諾を得ずに SDK を利用することができる権利の全部又は一部を、譲渡(無償又は有償を問わない)、転貸、その他の方法で移転することができない。

### 第 4 条 (契約期間)

本契約の契約期間及び乙が SDK の利用を許諾される期間は、契約締結日から 1 年間とする。ただし、契約期間満了日の 3 ヶ月前までに当事者の一方から書面による別段の意思表示がない場合は、本契約は自動的に 1 年間延長されるものとし、以降も同様とする。

#### 第 5 条 （知的財産権等）

1. 甲は、SDK に関して生じている特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定されている権利を含む、以下同じ。）、その他アイデア、ノウハウ等に関する権利（以下「知的財産権等」という。）を有していることを、乙に表明し保証する。
2. 甲及び乙は、本契約により、乙に SDK に関する利用権が認められるにとどまり、知的財産権等が乙に移転するものではないことを確認した。

#### 第 6 条 （権利及び地位の譲渡等）

甲及び乙は、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ若しくは担保に供してはならない。

#### 第 7 条 （機密保持）

1. 甲及び乙は、本契約に関して相手方から開示又は提供された個人情報（個人情報保護法第 2 条第 1 項に規定するものをいう。）、顧客情報、企業情報、SDK に関する情報、その他すべての情報（以下「機密情報」という）を善良なる管理者の注意をもって取扱い、事前に書面により相手方の同意を得ることなく、本契約の目的以外に使用し、又は第三者に開示又は提供してはならない。ただし、個人情報及び顧客情報を除く機密情報のうち、次の各号のいずれかに該当するものについてはこの限りではない。

- (1) 開示又は提供の前後を問わず公知となった情報
  - (2) 開示又は提供された時点において、既に自己が保有している情報
  - (3) 開示又は提供によらず、独自に取得した情報
  - (4) 機密保持義務を負うことなく正当な権限を有する第三者から合法的に入手した情報
2. 本条の機密情報保持義務は、本契約終了後も存続するものとする。

#### 第 8 条 （損害賠償）

甲は、本契約の履行に関し、乙の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、乙に対して、現実に被った通常かつ直接の損害に限り、損害賠償を請求することができる。

#### 第 9 条 （契約の解除）

1. 甲又は乙は、相手方に重大な過失又は背信行為、その他それに類する行為があった場合で本契約又は個別契約を継続し難い重大な事由が発生した場合は、何らの催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
2. 甲又は乙は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

3. 乙は、本契約が解除、その他の原因で終了した場合は、すみやかに SDK の利用を停止し、SDK に関する資料、データ、その他関係する物を返却又は廃棄しなければならない。

#### 第 10 条 （利用料）

1. 無料でのアプリ提供の場合…一切無料でご利用いただけます。
2. 有料でのアプリ提供の場合…売り上げの 5%をロイヤリティとしてお支払いください。手続きなどは売り上げ発生後でお願いします。
3. 有料でアプリの受託開発を行う場合…当 SDK を組み込んだアプリケーション売り上げの 5%か、基本料金 50 万円の低い方をロイヤリティとしてお支払いください。

#### 第 11 条 （協議）

本契約に定めのない事項及び本契約の解釈に疑義が生じた場合については、甲、乙双方誠意をもって協議し、その解決にあたるものとする。

乙は当契約を承認・確認の上 SDK を DL し利用するものとする。

2017 年 1 月 27 日 初版

2017 年 4 月 23 日 改訂（第 2 条 利用条件 第 1 項(3)を追加）